

○北方町情報公開及び個人情報保護に関する条例

平成十年三月二十四日

条例第一号

目次

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 情報の公開(第五条～第八条)

第三章 個人の情報の保護(第九条～第二十一条)

第四章 審査会(第二十二條～第二十三條)

第五章 雑則(第二十四條～第二十七條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、町の保有する情報の公開及び個人情報の保護について必要な事項を定め、町民の情報の公開を求める権利並びに自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示、訂正、削除及び中止を求める権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進を図るとともに、個人の基本的人権を擁護することによつて、町民の町政への積極的参加を推進し、信頼と理解を深め、もつて公正で透明な町政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実施機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び議会をいう。
- 二 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び磁気テープ、磁気ディスク等に記録されたものから出力され、又は採録されたもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧されているものを除く。
- 三 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- 四 町民等 第五条第一項各号に掲げるものをいう。
- 五 事業者 事業を営む法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- 六 審査会 第二十三条に規定する北方町情報公開及び個人情報保護審査会をいう。

(実施機関の責務)

第三条 実施機関は、情報の公開を求める町民等の権利が十分保障されるよう努めるとともに、情報の公開にあつては個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、個人情報の収集、保管及び利用(以下「保管等」という。)をするときは、町民等の権利と利益を侵害しないよう必要な措置を講じるとともに、自己情報の開示、訂正等を求める者の権利が十分保障されるよう努めなければならない。

(町民等の責務)

第四条 町民等は、個人の基本的人権の重要性を認識し、この条例により情報の公開又は自己情報の開示を受けたときは、これによつて得た情報を適正に使用しなければならない。

第二章 情報の公開

(公開請求できるもの)

第五条 次に掲げるものは、実施機関に対して情報の公開を請求することができる。

- 一 町内に住所を有する者
 - 二 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - 三 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - 四 町内に存する学校に在学する者
 - 五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの。ただし、この場合において公開請求ができる情報は、そのものが利害関係を有する情報に限る。
- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申し出があつたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(公開請求の方法)

第六条 前条第一項の規定により情報の公開を受けようとするものは、規則に定める請求書を実施機関に提出しなければならない。

(公開の決定等)

第七条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があつたときは、請求書を受理した日の翌日から起算して十四日以内に公開請求に対する可否の決定をし、書面により速やかに請求者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、公開をしないことと決定したときは、その理由(期間の経過により公開することができるときはその理由及び期日)を併せて、書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に公開の可否を決定することができないときは、同項の規定にかかわらずその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、書面により速やかに延長の期間及び理由を請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第一項の規定により公開することを決定したときは、速やかに情報を公開しなければならない。

(公開しないことができる情報)

第八条 実施機関は、次の各号の一に該当する情報が記録されているときは、当該情報を公開しないことができる。

一 第二条第三項に規定する個人情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により、何人も閲覧することができることとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要と認められるもの

ニ 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によつて生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報は除く。

三 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関からの協議若しくは依頼に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより国等との協力関係を著しく害するおそれのあるもの

四 町の機関内部若しくは機関相互、又は町の機関と国等との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報、検査、監査等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格及び設計金額、試験の問題及び採点基準、用地買収計画及び買収予定価格その他実施機関が行う事務事業に関する情報であつて、公開することにより実施目的を失わせ、若しくは当該事務事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの

五 犯罪の捜査、個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報

六 法令の定めるところにより、公開することができないとされている情報

2 実施機関は、公開請求に係る情報に前項各号の一に該当する情報とそれ以外の情報とが記録されている場合であつて、請求の趣旨が損なわれない程度に合理的に分離できると認めるときは、同項各号の一に該当する情報が記録されている部分を除き、公開するものとする。

第三章 個人情報の保護

(保管等の一般的制限)

第九条 実施機関は、個人情報の保管等をしようとするときは、その所掌する事務事業の目的の達成に必要な範囲内で行われなければならない。

2 実施機関は、法令に定めがある場合、保管等の目的が正当な行政執行と認められる場合、又は個人の生命、健康若しくはその財産に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められる場合を除き、個人の思想、信条、宗教、社会的差別の原因となる社会的身分その他基本的人権を侵害することになる個人情報を保管等してはならない。

(保管等の開始手続)

第十条 実施機関は、事務事業の実施にあつて、個人情報の保管等の業務のうち次の各号に掲げる業務を新たに開始しようとするときは、業務の内容を登録しなければならない。

一 個人情報を検索して利用することを前提にして保管等するもの

二 一定の要件に該当する個人情報を整理して保管等するもの

三 効率的に事務を執行するために特定の基準に従つて整理された個人情報の集合物を保管等するもの

四 実施機関が定めた様式等により提出されたものを整理して保管等するもの

2 実施機関は、登録した業務を廃止したときは、速やかに登録の抹消をしなければならない。

(収集の制限)

第十一条 実施機関は、個人情報を収集するときは、業務の内容、収集目的を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから収集することができる。

一 本人の同意があるとき。

二 法令の定めがあるとき。

三 出版、報道等によりすでに公知の個人情報を収集するとき。

四 緊急かつやむを得ないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当の理由があるとき。

2 本人又は代理人が、法令の規定に基づき、実施機関に対して行つた申請その他これに類する行為により得られた個人情報は、前項の規定に基づき収集されたものとみなす。

(目的外利用等の制限)

第十二条 実施機関は、個人情報を保管等の目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外のものに提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用をし、又は提供することができる。

- 一 個人情報当該本人に提供するとき、又は本人の同意があるとき。
- 二 法令の定めがあるとき。
- 三 緊急かつやむを得ない理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聞いて公益上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項の場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し当該個人情報の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(適正な維持管理)

第十三条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、適正な維持管理を図るため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 個人情報は、保管等の目的に必要な範囲で正確かつ最新のものとする。
- 二 不必要となつた個人情報は、歴史的資料として保存すべきものを除き、速やかに廃業又は消去すること。
- 三 個人情報の紛失、破壊、改ざん、不当な流通その他の事故を防止すること。
- 四 個人情報の漏えいを防止すること。

(電子計算組織の結合等の制限)

第十四条 実施機関は、その保管する個人情報を電子計算組織により処理するにあつては、公益又は住民福祉の向上のため特に必要と認められ、かつ個人情報の保護について必要な保護措置が講じられている場合以外は、実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外のものが管理する電子計算組織とを通信回線等により結合して個人情報の提供をしてはならない。

(自己情報の開示請求)

第十五条 町民等は、実施機関に対し自己情報(記録された個人情報のうち、本人の氏名、住所等により検索できるものに限る。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は禁治産者の法定代理人は、本人に代わつて前項の開示を請求することができる。

3 実施機関は、前二項の規定に基づく請求に係る個人情報が、次の各号の一に該当するときは当該個人情報の開示を拒むことができる。

- 一 法令の定めるところにより、開示することができないとされているもの
- 二 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であつて、開示しないことが適当であると認められるもの
- 三 実施機関の公正又は円滑な行政執行を妨げるおそれのあるもの
- 四 開示の対象となつた個人情報に、開示を請求した者以外の個人及び法人等に関する情報が含まれている場合であつて、請求者以外の個人及び法人等の正当な利益を害することが明らかであると認められるもの

(訂正、削除又は中止の請求)

第十六条 開示請求に基づき開示を受けた町民等は、自己情報の記録(以下「記録情報」という。)に誤りがあること、第十一条の規定によらないで個人情報が収集されたこと、又は正規の手続きを経ないで目的外利用等されていることを知つたときは、その記録情報の訂正、削除又は使用の中止(以下「訂正等」という。)を実施機関に対して請求することができる。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る記録情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該記録情報の全部又は一部について訂正等を拒むことができる。

- 一 法令の定めるところにより明らかに訂正等することができない記録情報
- 二 実施機関に訂正等にする権限がない記録情報
- 三 その他訂正等をしないことについて相当な理由がある記録情報

(開示、訂正等の請求方法)

第十七条 開示、訂正等を請求しようとする者(以下「開示、訂正等請求者」という。)は、実施機関に対して、本人であることを明らかにするとともに、規則に定める請求書を提出しなければならない。

(開示、訂正等の決定)

第十八条 実施機関は、前条の請求書の受理にあつては、提出した者が開示、訂正等請求者であることを確認し、可否の決定については第七条の規定を準用する。この場合において、「公開請求」とあるのは「開示、訂正等の請求」と、「公開」とあるのは「開示、訂正等」と読替えるものとする。

2 実施機関は、前条の規定に基づく訂正等請求書提出があつたときは、速やかに当該請求に係る事項を調査し、記録に誤りがあつたとき、第十一条の規定によらないで個人情報を収集していたとき、又は正規の手続きを経ないで目的外利用等をしていたときは、直ちに訂正等するとともに、その調整及び処理結果を当該請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が部分的に開示できるときは、第八条第二項の規定を準用する。この場合において、「公開」とあるのは「開示」と、「情報」とあるのは「個人情報」と、「前項各号の一」とあるのは「第十五条第三項各号の一」と読替えるものとする。

(職員の秘密保持)

第十九条 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(受託者に対する措置要求)

第二十条 実施機関は、個人情報の取扱いを実施機関以外のものに受託するときは、受託者に対し、当該個人情報の適切

な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(事業者に対する指導、勧告等)

第二十一条 町長は、事業者が個人情報の不適切な利用をしていることを知ったときは、その是正若しくは中止を指導し、又は勧告をすることができる。

2 町長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

3 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に対して弁明の機会を与えるとともに、審査会の審議を経なければならない。

第四章 審査会

(不服申立て等)

第二十二条 第七条第二項及び第三項、第八条第二項並びに第十八条の規定に基づく処分に対して不服のあるものは、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあつた場合において、当該不服申立てが不適法であることを理由に却下するとき、又は非公開若しくは非開示決定を取り消すときを除き、審査会の審議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(審査会)

第二十三条 前条第二項の不服申立てについての審査を行うほか、第十二条第二項第四号及び第二十一条第三項の規定に基づく審議をするため、北方町情報公開及び個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、委員五人以内をもつて組織する。

3 委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

4 委員の任期は四年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 審査会は、審査又は審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立者、事業者、実施機関の職員その他関係人に対し、意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。

第五章 雑則

(情報目録等の作成)

第二十四条 実施機関は、情報を検索するための資料又は目録、及び個人情報の登録業務に関する目録を作成しなければならない。

(費用の負担)

第二十五条 情報の公開又は自己情報の開示に係る費用は、無料とする。

2 情報又は自己情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度との調整)

第二十六条 この条例は、法令の規定により情報の閲覧若しくは縦覧又はその謄本、抄本等の交付の手続きが定められている場合における当該情報の閲覧若しくは縦覧等については適用しない。

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十年十月一日から施行する。

(情報公開に関する経過措置)

2 この条例に基づく情報の公開は、平成十年四月一日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。ただし、同日前に作成し、又は取得保管している情報で、第二十四条に規定する整備がされていないものについても、公開することに努めるものとする。

(個人情報保護に関する経過措置)

3 個人情報の登録業務に係る目録の作成は、平成十年四月一日以後に新たに業務を開始したものから適用し、同日前に業務を開始したものについては、整理の完了したものから適用する。

4 この条例施行の際、実施機関が現に保管している個人情報については、この条例に規定する手続きを経たものとみなす。